

裏面白紙

41

つ 支の又財財産大受金内
たと拂ニは延年は臣け又に朝
後れうつ居かを特が且はお歸
の等事が所らも殊選つ一付總
公のにあを生つ暨任本時る督
余債なる有じて理す邦金事府
財務がすて弁入る内の某交
通及て、る債済選替に論又通
じびい後者拂さ任赤住付は局
年こる者にとれの暨所實財共
金の。の列、る日理又拂延許
債益
現のに
のに
債公
する者
で費用
る並び
本邦人
組合公
員間を
で支拂
る本附
邦指と
内令の
に及び
る二月七
財產を日付
臺會に附
現する必
要が、朝令
ある御官の昭和二十
年六月六日
財產部
署に於て
年合法にて受所つ至の
金のは特託をてじ本邦
資貸過捺者有居た拂
行組用合整とする債内
にしをの理する者游に
付て受本人る者でのある
ていけ邦に信をあ債る財
はる内贈託受つ借財者延
一時清で於す延とし借
金組本けるとし、法及び組
に合邦る。し、内事即組内の組合
換算付に稟ち合闇適合の
し債往又組の編用が本
て務所は合財理を年邦

「朝鮮總督府交通局共濟組合の本邦内にある財
産の整理に関する政令案」説明書

裏面白紙

二の たよめ監 にの配
百本そもりの度とよ時さ
九郎のの 侍にのるにれ
十内徳と共別於故事於る
一に み濟普て令にけこ
皆の事の組體にれると
一の頃は合法判よつ身に
の財にれ運一派りて金を
親送づる會へ一年いのつ
定のい學会賛助金る續て
を整てにか組合又。とい
革現はなら二には
用につつ。十八一
す胸解て同五る時
るす日の総年共金
解る奉るの法判が
に改古。年暮組支
を令價 金事合拂
つ一塊 又二等わ
てへ城 は日かれ
い組に 一五らた時
る宿不唐 時六甲の時
。二社 十を四年歟
十を有する令会
第社

朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令へ案一

（昭和二十六年政令第 号一）

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（目的）

第一条 朝鮮総督府交通局共済組合（以下「組合」という。）の本邦内にある財産は、連合国最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する。

（監督）

第二条 組合の本邦内にある財産の整理は、主務大臣の監督に属する。

（特殊整理人）

第三条 組合の本邦内にある財産の整理は、特殊整理人が行う。

3 2 特殊整理人は、主務大臣が選任する。

3 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号、以下「政令第二百九十一号」という。）第十条第三項から第五項までの規定は、特殊整理人に準用する。

（特殊整理人の権限）

第四条 組合の本邦内にある財産の整理に関する組合の代表並びに当該財産の管理及び机分の権限は、特殊整理人に属する。

（債務消滅行為等の禁止）

第五条 特殊整理人は、第六条の規定による整理計画書の認可があり、且つ、主務大臣の指示がめつた後でなければ第七条第一項各号に掲げる債務について、弁済その他債務を消滅する行為をすることができない。

2 特殊整理人は、第六条の規定による整理計画書の認可があり、

且つ、主務大臣の指示があつた確でなければ組合の本邦内にある財産を処分することができない。

3 前二項の規定は、公租公課の支払をする場合及び主務大臣の許可を受けてする場合においては適用しない。

(整理計画書)

第六条 特殊整理人は、主務大臣の指定する日までに、主務省令の定める手続により、左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成し、主務大臣の認可を申請しなければならない。

一 第七条第一項各号に掲げる債務の債権者の氏名又は名称、債額、弁済又は相殺その他の方法により債務を免かれる額及び順位

二 第九条の規定による残余財産の分配を受ける者の氏名、当該残余財産分配の基準となる掛金の額及び組合員であつた期間並びにその者に対する残余財産分配額

三 その他主務省令で定める項目

(債務弁済の順位)

第七条 組合の本邦内にある財産をもつて弁済すべき債務は、左に掲げるものとし、特殊整理人は、左の順位によりこれを弁済しなければならない。

一 整理に要する費用に係る債務及び本邦内における事業又は財産に係る公租公課

二 組合の本邦内の事業又は財産から生じた債務

三 組合の給付を受ける権利を有する者のうち、戸籍法(昭和十二年法律第二百二十四号)の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦内に住所又は居所を有する者に対する組合の給付債務、但し、第四号に掲げる債務を除く

四 前号に規定する者に対する組合の年金債務のうち、特殊整理人退任の時ににおいて未だ支払時期の到来していないものの

2 政令第二百九十一号第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による債務の弁済について準用する。

（年金の一時金清算）

第八条 前条第一項^{アセニヨリ及ハ}第四号に掲げる年金債務は、主務省令で定めるところにより一時金に清算して又払うものとする。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者に対する特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号、以下「特別措置法」という。）の規定の適用については、前項の規定による年金の債務の支払は、第十三条第四項の規定の適用を除いて、当該年金債務を消滅させるものと解してはならない。

（残余財産の分配）

第九条 持特殊整理人は、第七条第一項に掲げる債務を弁済した後、その残余財産を同項第三号又は第四号の規定により年金又是一時金を受けた者に対し、当該給付に係る組合の組合員が組合員でな

くなつた時ににおける掛金の額に当該組合員が組合の組合員であつた期間を乗じた金額の割合に応じて分配しなければならない。

（組合の給付債務の債権者等に対する儀式）

第十条 特殊整理人は、就職の後^{シテ}活^{シテ}なく、第七条第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者に^{シテ}、一定の期間内に証憑書類を添えて当該権利の確認を求めるための申出をなすべき旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月を下ることができない。

2 前項の規定による公告は、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならない。

3 第一項の規定による公告には、同項の権利者は同項の期間内に権利の申出をしないときは、第十二条第一項において準用する特種措置法第十八条第一項の規定による権利の確認が得られないと^{シテ}、債務の支払又は残余財産の分配を受けることができないことが

ある旨及びこの政令施行の際本邦にいない権利者其の他の政令の規定による整理中に特殊整理人に対する権利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由がある者については、当該整理終了後においても共済組合連合会に対してもその権利の確認の申出をすることによつて共済組合連合会から特別措置法の規定による年金又は一時金の支給を受けることができることがある旨を附記しなければならない。

ヘ一被債権者に対する催告一

第十一条 特殊整理人は、就職の後遅滞なく、第七条第一項第一号又は第二号に掲げる債務へ公租公課を除く。一の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申出るよう催告しなければならない。但し、その期間は一月を下ることができない。

2 政令第二百九十一号第五十五条第二項から第四項までの規定は前項の債権者に対する催告について準用する。

ヘ組合の給付債務の債権者の権利の確認一

第十二条 特別措置法第十八条の規定は第七条第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者の権利の確認について準用する。この場合において同法第十八条第一項中「その年金又は一時金の種類及び額」とあるのは「その権利の種類及び額」と読みかえるものとする。

2 特殊整理人は、前項において準用する特別措置法第十八条の規定による権利の確認を受けた者に対してのみ、第七条第一項第三号又は第四号の債務の弁済及び第九条の規定による残余財産の分配をするものとする。

ヘ特別措置法の特別一

第十三条 組合については、大蔵大臣は、特別措置法第十二条の規定による調査を兼ねるものとし、同条第一項の規定は、第十一条第一項の規定による公告に応じて適用する。

終了した後遅滞なく行うものとする。

- 2 組合については、共済組合連合会は、特別措置法第十七条の規定による公告を要しないものとし、同法第十九条及び第二十条の規定の適用については、第十一条第一項において準用する特別措置法第十八条の規定により特殊整理人がした権利の確認は、同条の規定により共済組合連合会がする権利の確認とみなす。但し、共済組合連合会は、この政令施行の際本邦にいない権利者その他の者の政令の規定による整理中に特殊整理人に対し権利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる者に限り、当該整理結了並権利者の申出に基いて、特別措置法第十八条の規定による権利の確認をことができるものとする。
- 3 共済組合連合会は、この政令の規定による整理が結了するまでの間は組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の支給をしないものとする。

- 4 組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の受給権利者が、第七条第一項第三号若しくは第四号に掲げる債務の支払又は第九条の規定による残余財産の分配を受けた場合においては、同法の適用については、これらの債務の支払又は残余財産の分配として受けた金額の限度において共済組合連合会から同法の規定による年金又は一時金の支給を受けたものとみなす。
- 5 特別措置法第二十三条の規定の適用については、第十条第一項の規定による公告は、同法第十七条第一項の規定による公告とみなす。

（準用一）

- 第十四条、政令第二百九十一号第二条第一項第二号、第四号及び第五号、第四条第一項及び第二項、第六条、第七条、第十一条第二項、第十二条、第十六条、第十八条から第二十三まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条の三から第二十九まで、第三十

一、第三十三条、第三十七条、第三十八条第二号、第三四号及び第五号、第三十九条第一項、第四十一条まで並びに第四十二条第二号から第五号までの規定はこの政令の規定による組合の本邦内にある財産の整理について準用する。

この場合においてこれらの規定中左の各号に掲げる字句は、それぞれ当該各号に掲げる字句に読みかえるものとする。

一 第四条第一項中、第六条、第十六条第一項及び第二十七条中

「指定日」とあるのは、「特殊整理人の選任の日」

二 第四条第一項中「第五十号」とあるのは、「昭和二十六年政令第

号朝鮮総督府交換局共済組合の本邦内にある財産の整

理に関する政令、以下「政令第号」という。」

三 第四条第一項、第十六条第一項中「就職の日から九十日以内に」を「就職の後遅滞なく」

四 第十八条第一項中「前条」とあるのは、「政令第号

六条

五 第十九条第一項中「第五十七条」とあるのは、「政令第号

第六条」

六 第三十九条中「第二条第一項第一号の規定による指定」とめるのは、「特殊整理人の選任」

（罰則）

管十五条 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条の規定に違反して弁済その他債務を消滅する行為をし又は資産を処分したとき。

二 第六条の規定に違反して整地計画書の認可を申請せず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前条

の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に
対し、前條の罰金刑を科する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理由

明治三〇年交通局共済組合の本部内にある財庫は、運合國境開司令官の昭和二十六年一月五日附指令及び二月七日附指令により整頓する必要があるからである。

裏面白紙

板訟

一九〇八年

八一〇年

九一〇年

一九五一年

一九五二年

一九五三年

一九五四年

一九五五年

一九五六年

一九五七年

一九五八年

一九五九年

一九五〇年

一九五一年

一九五二年

一九五三年

一九五四年

一九五五年

一九五六年

一九五七年

一九五八年

一九五九年

るる邦にるる
会S一會S一內S一あS一件S
社C九社C九にC九るC九
のA四义A四あA四財A四
本P九はP九るP九產P九
邦I年法I年財I年のI年
内N八八N六產N三整N一
に一月の一月に一月埋一月
め九二本九一國九八に九十
る六日邦六日す六日國六八
財五附内五附る五附す五日
產／日に／日件／日る一附
に三平あ二本一一本件外國
國一政る一政一政一外國
す旧府財旧府
る日に座日に
件本対の本対
一占す処占す
領る分り領る
地覺に地域覺
域に本店を有す
る

總運P一
會合I年一
府國N一
交最二月
通商一五
局司三日
共令五
濟官
祖國
台司
の令部の日本政府に對する覺書「朝
外國改府に對する覺書「朝
國並びに外國貿易統制に關す
外國に對する覺書「朝
本店を有する會社の本邦内
に本店を有する會社の本
店を有す

裏面白紙

前日且了を理以特し特し日の交前
記いに本つしら人跡て殊な本鑑通記る
請日本て足政日又なにに鑑の鑑い政理局參会 S一
求本邦充る府本前い内元理み理者府に共照社 C九
を八内足以は政記、し全人貢入を大金済覧又 A五
支組にし上本府參ニ朝な選任は其職責組督は P〇
端合お得に邦大臣の辭職を其の旨任合ハ法 I 年
つ負ける存外藏覧特権利の貢の財はそのも入 N六
たかるもすに首督株督を上わ任産有貢日中の一月
傍ら益のるあに下鑑府有日ね海の記う本の本九八
に要合で要る被ひ理共し本はを特に様に成邦六日
云承のあを貢古、八済た政な思株し指揮定内五附
つさ事る証産せ。は組組府ら天鑑て令付 IC IC / 日
てれ秉・明はね、所合合はなに理公さすかめ四本
いる后し、ばは産か員一い美入平れるゝる一政
る谷動た外な、鑑らに九行と無る全わ所内
残種かの國ら。理財代四すし私町ら産日に
余給らでにな、事産り五るてで産ずの本刈
貢付生、おい士務の財年事逃ありの日處古す
産祠じ左けのを所産八に任り、整本分領る
は求た記る関連有月對せ、理政に地覧
特殊鑑在の請、關帶相官十しね且を府直城書
鑑人日請求の請、部なを理五本を、行駛る本
に求は者、分く移す日改ら見し辭件店
に本文、を美導る或且總「を
に拂、過行せ特い府な見且總「を
し終ば鑑其用しね拂はつ督有そ府
によ

裏面白紙

53

要聞 薦賞日 S つ
求す旨書本 C で
せる程の收 A 前
ら題局日府 P 記
れ合に附次 I 之
坂て國報よ被 日 報
米商向い取古り旨に S
國報句な向を三段草 C
國副令い司徒十ニ A
軍官官 令出日のし P
代 に 官し以見て I
將 代 は内省延日
ケ 一 司けにを分一
・ ピ 一 会れ延版され
・ プ 一 部は合行れ六
・ シ 一 にな毎すね五
ユ 一 対ら最るは並
すな向島なび
るい司にらに
前。令とな之
諂財自らいを
の在これ
報登司た
古與分書
のの部直
通連民に
出移向何
なに府軍

八一假
九五
▲P
連合國
督府
交通局
最高司
共令官
司令部
日本政府
に対する覺
「朝鮮
聯合の監理
に付する件」
一九五一年二月七日
参考
一九五一年一月五日附日本政府に対する覺
「朝鮮聯合交通局共計組合の監理に
付する件」
一九五一年五月七日附日本政府に対する覺
「朝鮮聯合交通局共計組合の監理に
付する件」
一九五一年六月一日附日本政府に対する覺
「朝鮮聯合交通局共計組合の監理に
付する件」
前記の保存に關する牛
は前記參照覚書との発出に備み取消され
民し、合併する前に該組合員に分配され
て日本政府に對する覺書
前記參照覚書の第五項は次の如く訂正される
財産の監理局に於ける第六項は次の如く訂正される
告を六十日以上はこの第六項は次の如く訂正される
提出し内履行するものと以前の掛金に比例して當該組
なければならぬに訂正され
國最高司に採られる
この合意の總司令部に關する
前記參照覚書の要求に對する覺書
前記參照覚書の支拂いの行つた後は次に
告を日本政府に對する覺書
前記參照覚書の第五項は次の如く訂正される
告を六十日以上はこの第六項は次の如く訂正される
提出し内履行するものと以前の掛金に比例して當該組
なければならぬに訂正され
國最高司に採られる
この合意の總司令部に關する

裏面白紙

進歩に関する聯合國最高司令官總司令部宛の爾後の報告の提出
は要求されない。

最高司令官に代り

高級副官

米國陸軍准將 ケー・ビー・ブツシュ

法律第ニ百五十六号(昭和二十五年十二月十一日)

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

(※)

目 次

- 第一章 然則（第一條・第二條）
- 第二章 年金受給者のための特別措置（第三條～第七條）
- 第三章 連合会の業務（第八條～第十條）
- 第四章 年金受給者等の権利の確認（第十七條～第二十一條）
- 第五章 推則（第二十二條～第二十四條）

附 則

第一章 然 則

(目 的)

第一條 この法律は、國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号、以下「共済組合法」という。）の規定による共済組合連合会（以下「連合会」という。）をして旧陸軍共済組合・旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会（以下「共済協会」という。）及び外地關係共済組合等の年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に整理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との均衡を考慮して、これらの年金受給者及び財團法人日本製鉄八幡共済組合（以下「日本製鉄八幡共済組合」という。）からの年金受給者のために、その年金額の改定その他の特別の措置を講ずることを目的とする。

(外地關係共済組合の定義)

第二條 この法律において「外地關係共済組合」とは、もとの外地關係の政府職員の共済組合のうち年金給付を行つていたもので、左に掲げる命令の規定に基いて組織されたものをいう。

- 一 朝鮮總督府進信官吏共済組合令（昭和十一年勅令第三百九十七号）
- 二 韓國總督府文通局共済組合令（昭和十一年勅令第三百五十八号）
- 三 台湾總督府軍械局共済組合令（大正十四年勅令第二百四十九号）
- 四 台湾總督府警察共済組合令（昭和五年勅令第二百四十九号）
- 五 台湾總督府文通局共済組合令（昭和十一年勅令第二百八十七号）
- 六 台湾總督府支那局鐵道共済組合令（昭和十一年勅令第二百八十七号）

第二章 年金受給者のための特別措置

（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）

第三條 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

乙 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合^が旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第二百四十七号）に基く命令の規定により更替した、又は更替すべきであった年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廢止の件（昭和二十年勅令第二百八十八号）附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により消滅したものと承認しなかつたものとみなしして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基き支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務（昭和二十一年一日以後の期間に係る年金支給の義務については、第六條の規定による改定後の年金支給の義務）は、履行されたものとみなす。

3 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の指置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの法律施行の日までに履行されなければ、その日にあいて消滅したものとみなす。

(外地労保共済組合に係る年金の支給)

第四條 連合会は、外地労保共済組合のうち大蔵大臣の指定したものから年金受給者に付し、当該指定の日以後年金を支給する。
当該義務組合が支給すべき

又前項の年金及び年金受給者のうちには、第ニ條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第ニ條第ニ項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者を含むものとする

(5)

(6)

3 第一項の規定により年金を支給すべき者は、年金法(昭和二十二年法律第ニ百二十四号)の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦(本州、四国、九州及び北海道を除いては大蔵省令で定めるその附屬の島を除く。以下同じ。)内に住所又は居所を有する者に限る。

4 大蔵大臣は、外地労保共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明瞭かになつたものから第一項の規定をするものとする。

(前二條の年金の支給に関する調整)

第五條 連合会は第ニ條の規定により放棄した義務に基き、及び前條第一項の規定により支給すべき年金のうち、共済組合法の規定による退職年金・療養年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それと同様の規定による退職年金・療養年金又は遺族年金の支給の例による。

2 連合会は、前項に規定する年金の支給の実務が相違した場合において、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合に同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

(年金額の改定)

第六條 連合会は、第3條の規定により承認した義務に基き、及び第4條第1項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十一年一月一日以後、共済組合法の規定による退職年金・廃疾年金又は還暦年金に相当するものについては第1号に掲げる額に、公務に起因する疾病・更傷又は死亡を除斥事由とするものについては第2号に掲げる額にそれぞれ改定する。

181

171

- 一 当該年金の算定の基準となつた俸給に対する別表の假定期間を俸給とみなし、且つ、当該年金と並んで共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金・廃疾年金又は還暦年金とみなして同法の規定を適用して算定した額
- 二 当該年金の算定の基準となつた俸給に対する別表の假定期間を俸給とみなし、且つ、それを旧陸軍共済組合、共済組合アーバン・セイケイ共済組合が支給した当該年金に相当する年金の算定の例及び第3項の規定により算定した額
- 三 前項第一号の場合において、同号の年金のうちにその支給の條件又は額の算定の基準について共済組合法の規定による退職年金・廃疾年金又は還暦年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち、当該條件又は基準の最も類似するものとみなしして同法の規定を適用する。
- 4 公務に起因する疾病・更傷又は死亡を除する年金については、その年金の額算定の際併給月額に就いては月額を以て但し、併給月額等の施行に付する政令の本

第、借置に關する法律(昭和二十二年法律第百大十七号)第ニ項の規定に基き大蔵大臣が定めた基準に従つて改定する。

(日本製鉄八幡共済組合に対する金額の交付)

第七條 国は、日本製鉄八幡共済組合か、当該共済組合の年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前に発生した賃付事由に基き年金の支給を受ける者に對して支給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合には、当該共済組合に基し、その年金の改定に因り必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を交付する。

之、前項に規定する年金の改定に因り必要となる責任準備金の増額分の計算については、大蔵大臣の定めるとこりによる。

第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が同項に規定する年金の額を改定した場合に

おいて、その請求に基き一時に交付するものとする。

第三章 連合会の業務

第八條 連合会は、共済組合法の規定による業務の外、左に掲げる業務を行ふ。

一 茅三條の規定により承認した義務に基き年金及び一時金を支給し、その他その承認した債務の整理をすること。

二 茅四條の規定による年金及び一時金を支給すること。

三 前二号の業務に附帶する業務。

(定款の変更)

第十九條 連合会は、この法律施行の後、潭溥なく、大蔵大臣の認可を受けて、前條の規定による業務に用する会計申立てをして、これを逓達しなければならぬ。

第十條 連合会は、第八條の規定による業務に用する会計については、共済組合法の規定による業務に用する会計申立てをして、これを逓達しなければならぬ。
第十一條 固は、予算の定めるところにより、連合会に付し、第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金の支給その他その承認した債務の履行に要する費用並びに同條に規定する業務の執行に要する費用に充てるため必要な金額を交付する。

2 前項の金額は、毎年度令を四分して、各四年期の期間中に当該四年期分を交付するも

のとする。

第十二條 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に用する收支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。
2 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に用する清算上剰余金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに国庫に納付しなければならない。
3 連合会の第八條の規定による業務に用する会計についての監査^的については、前二條及び前二項に規定するものを除く外、大蔵大臣が定める。

(監督)

第十三條 連合会の第八條の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

之連合会は、大蔵大臣の定める手続により、毎月末現在における第八條の規定による業

務に開する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

3 大蔵大臣は、毎年少くとも一回都下の職員をして連合会の第8條の規定による業務及び

ひ旨該業務に関する会計について監査させらるものとする。

(特定財産の国への帰属)

第十四條 大蔵大臣は、連合会が第三條第一項の規定により承認した財産のうち連合会が
第8條の規定による業務を執行するためには必要ないと認めて大蔵大臣が指定した日の
は、その指定の日において國に帰属するものとする。

(無料証明)

(14)

(15)

第十五條 連合会及び連合会から第8條第1号又は第2号に規定する年金又は一時金
の支給を受ける者は、これらの年金又は一時金の支給に廻し又は年金範囲内において、
國又は地方公共團体の権限のある機関に対し、無料で証明を求めることができる。

(非課税)

(14)

(15)

第十六條 連合会が支給する第8條第1号及び第2号に規定する年金及び一時金につ
いては、共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相当する年金及び一時金を
除く外、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2 連合会が支給する第8條第1号及び第2号に規定する年金及び一時金に廻する証書及
び帳簿には、印紙税を課さない。

3 連合会が第3條第一項の規定により承認した不動産の取締の登記については、登録税

き解さない。

第四章 年金受給者等の権利の確認

(公 告)

第十九條 連合会は、第十三条の規定により旧陸軍支那組合及び老病協会の権利義務を承継した後、並びに第十四条の規定により外地周保共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、遅滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受けける権利を有する者に対し、一定の期間内に証拠書類と添えて連合会に申し立該権利の確認を求めるための申出をする旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月（連合会かその権利義務を承継し、又は第十四条の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日から三月）を下ることを以てよい。

161

151

乙 前項の規定による公告は、財事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少なくとも、三回以上しなければならない。但し、旧陸軍支那組合又は老病協会に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

3 第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八条第一項の規定による権利の確認が得られないため第二十條の規定の適用を受けることがあるべき旨を附記しなければならない。

(権利の確認)

第二十一条 連合会は、前條第一項の規定による公告に依じて権利の確認を求めるため

の申出をした者に付し、その提出した証拠書類その他連合会の調査した資料に基いて、その者が眞正の権利者であるか否か並びにその者が眞正の権利者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確認しなければならない。

2 連合会は、前條第一項の規定による公告に応じて権利の確認を求めた者以外の者で同項の期間内に申出をしなかつたことについてや否を得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基づき、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができる。

(年金証書の交付)

第十九條 連合会は、前條の規定により引き続き年金の支給を受ける権利の確認をした者に対しては、当該年金に関する証書を作成して交付しなければならない。

(17)

2 連合会は、前條の規定により¹³年金又は一時金の支給を受ける権利の確認を受けた者から旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は升地園係共済組合の差給に係る年金に關する証書を有するときは、これを返却されなければならぬ。

(18)

(年金又は一時金の受給権利者)

第二十條 連合会は、第十八條の規定による権利の確認を受けた者以外の者に対しては、第十九條及び第十九條の規定に付し、年金又は一時金の支給の義務を負わない。

(細 目)

第二十一條 第十八條の規定による権利の確認及び第十九條第一項の規定による年金に

に関する証書の作成・文件・書換・再交付等に関する細目的事項については、大蔵大臣が定める。

第五章 推 判

(事務の委任)

第二十二條 大蔵大臣は、茅田條第四項の規定による外地労保共済組合に関する調査の事務を連合会に行わせることとする。

乙 連合会は、前項の規定により委任された調査を行つた後、茅十七條の規定に基づいて外地労保共済組合に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、当該権利の申出をす。べき旨の公告をすることができる。この場合においては、当該公告には、当

(20)

(21)

該公告が茅三項の規定により茅十七條第一項の規定による公告とみなされ、同條第三項に規定するところと同様の結果となることのあるべき旨を附記しなければならない。
3. 連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果に差りて大蔵大臣が茅四條第一項の指定期としたとき、連合会は、当該公告を茅十七條茅一項の規定による公告とみなしして当該公告に依じて権利の申出をした者に対する第十八條茅一項の規定による権利の確認をすることができる。

(時効の特例)

第二十三條 左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定に依り得らず、昭和二十一年八月十五日から茅十七條茅一項の規定による公告（前條茅三項の規定により、権利の確認をする場合には、同條茅二項の規定による公告）に依じて権利の申出をすべ

き期開始の日までは、進行しないものとする。

一 旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二 昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者、ひ共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利。

三 外地開墾共済組合から年金の支給を受ける権利。

乙 ~~前項~~ 在卓に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令、若しくは第二條各項に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の基準が消滅した場合において支給ナシ又是一時金を含むものとする。

(退職年金とみなす場合)

(21)

(22)

第二十四條 連合会から共済組合法の規定による退職年金に相当する年金の支給を受けれる者が、同法の規定による共済組合の組合員となつた場合には、同法第二十條の規定の適用については、その者の受ける年金は、同法の規定による退職年金とみなす。その者又は日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）その他の法律に依りて準用する共済組合法の規定による共済組合の組合員となつた場合にも、また同様とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 将來外地開墾共済組合に帰属することか確定的となつた算定のうち、連合会か、共済組合第一項の規定により支給すべき年金及び一時金に係る未徴収金の全額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。

3 連合会は、第三條第一項の規定により共済協会から承継した施設のうちに第八條の規

定による業務以外の業務の用に供せられたるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の外、引き続き当該施設を利用しても該業務を行つことができます。

4 茅九條・茅十條・第十二條茅一項及び茅三項並びに茅十三條の規定は、連合会の前項

5 連合会が附則第3項の規定による業務を行う間は、茅十四條中「第八條の規定による業務」とあるのは、「第八條及び附則第3項の規定による業務」と読み替えたものとす

6 共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する法律（明治二十九年法律茅八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律茅十四号）の規定は適用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、逓傳なく共済協会の事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を届けしなければならない。

(23)

(24)

8 登記所は、前項の登記の請求を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に存し茅二十四條の規定を適用する場合においては、同條茅四十條茅一項の規定にかりわらず、同月以後当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において茅二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

定による業務以外の業務の用に供せられるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の外、引き続き施設を利用して該業務を行つことがあります。

4 茅九條・茅十條・第十二條茅一項及び茅三項並びに茅十三條の規定は、連合会の前項の規定による業務を行つ場合に準用する。この場合において、これらの中の規定中「前條の規定による業務」又は「茅八條の規定による業務」とあるのは、「附則茅三項」の規定による業務^レ、茅十二條茅一項中「收支計算書」とあるのは、財産目録・債権債務表及び「収計算書」と読み替えるものとする。

5 共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に関する法律（明治二十九年法律茅八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律茅十四号）の規定は適用しない。

6 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、逓解なく共済協会の事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を発給しなければならない。

(23)

(24)

7 登記所は、前項の登記の図記を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

8 登記所は、前項の登記の図記を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に准じ茅二十四條の規定を適用する場合においては、同法第四十條茅一項の規定にかりわざず、同月以後当該年全の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において茅二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

別表

年金の算定基準となつた俸給	依定俸給	年金の算定基準となつた俸給	依定俸給
立〇	三、八九〇	立〇	七、二〇〇
土一	四、一七〇	土一	八、一〇〇
大〇	四、四五〇	大〇	九、三〇〇
六立	四、七八〇	六立	八、七〇〇
七〇	五、五九〇	七〇	一〇、五〇〇
八三	六、三二〇	八三	一一、一〇〇
九〇	六、七〇〇	九〇	一一、七〇〇
九七	六、九〇〇	九七	一二、五〇〇
一〇三	一、八三	一〇三	一、三、三〇〇
大九〇〇	一、九二	大九〇〇	一、四、二〇〇
一一〇	二〇〇	一一〇	二〇〇
七三〇〇		七三〇〇	

二一七	一九、二〇〇	二八三	二〇、一〇〇
二三三	一六、一〇〇	三〇〇	二、五〇〇
二九〇	一七、二〇〇	三一七	二二、九〇〇
二六七	一八、三〇〇	三三三	二九、〇〇〇

備考

一年金の算定の基準となつた俸給は、その俸給の七七倍に相当する金額（田位未滿の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の七七・七倍に相当する金額（田位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二年金の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のときは、その俸給にその俸給相当額（この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に応じて假定する。）を仮定俸給とする。

理

由

旧陸海軍共済組合・外地關係共済組合等の年金受給者の生活の実情に關心があり、
監督者及び國家公務員共済組合法の規定による共済組合の年金受給者との権利立
てたため、同法の規定による共済組合運営会として旧陸海軍共済組合及び外地關係共済組合
の年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に管理させることともに、これらの年金
受給者及び財團法人日本製鉄八幡大法組合等の年金受給者のためにその年金額の改定を
の他特別措置を講ずる必要がある。これより、こう法律案を下す理由である。